

# 栃木県弁護士会による人権救済申立事件として「仮に差止請求が行われれば、それが求められるほどに人権侵害のおそれが認められるかどうか」の判断

判例上前提となる考え方

水源地にいったん有害物質が流入されれば、地下水の流れる構造を正確に把握しない限り、汚染は半永久的に継続されてしまう。汚染された水を長期間摂取すれば、身体が蝕まれ、生命を侵害される重要な危機に直面していることになるおそれがある。すなわち、もっとも効果的な方法は有害物質を水源地に搬入しないことである。

法律では水源地およびその周辺への産業廃棄物処理施設を設置することを禁止したり、適切に規制したりしていない。水源地保全のための汚染の危機を有効に制御する特則の手当てをしていない。現行法制上十分な整備がされていない

法律上、不備があるために、人の生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるのであれば、国民は自らの手で、その生命、身体、健康を守る必要があるから、水源地から続く地下水を採取するものは、水源地へ有害物質の搬入の差止めを請求する権利がある。

全隈町の判例	検討内容	青木地区の産廃施設の検討
<p>搬入される有害物資の種類や量をあらかじめ予測することは困難である。</p> <p>地下水を採取するものは、人格権に基づき、差止め請求を行う場合、施設の設置場所と水源地の距離、現地の地形、地理的条件に照らし、健康が侵害される恐れを事実上推定される。</p>	<p>当該水源地への有害物質の搬入により、住民の生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるかどうかの検討</p>	<p>本件処分場が設置された場合、そこに有害物質が搬入されれば、地下水脈、那須疎水が汚染される俄然性が高い。</p> <p>地下水脈、那須疎水を利用するものは処分場の設置により、その生命、身体、健康が侵害されることは事実上推定される。以上のことより、人格権に基づく差止めを請求する権利があると認められる。</p>
<p>主張立証を覆すに必要な主張</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠</li> <li>ii) 有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠</li> </ul>	<p>有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠の有無</p> <p>有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠について</p>	<p>①管理票制度 ②展開検査の検討</p> <p>では混入を防げないが、有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠はない。</p> <p>柳産業によって、有害物質が搬入された場合に備え、場内から流出し、水源地を汚染することがないようにするための効果的な方法が立てられているとは云えず、そのような事態の発生を確実に防止する客観的な根拠があるということとはできない。</p>

## 【結論】

地下水や水道水が汚染される蓋然性を基に周辺住民に差止め請求された場合、周辺住民の生命、身体、健康が侵害されることの実事上の推定を覆すに足る以下の二つの要件が満たされない。

- i) 有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠
- ii) 有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠

したがって、差止め請求が容認されるべきものとなることは明らかである。